

議案第 10 号

羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行に伴い、羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部の設置等に関し必要な事項について条例で定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例 号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 対策本部の本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。
- 2 対策本部の副本部長(第4項において「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。